第4章 広域化基本計画

第1節 広域化の進め方

本計画では、基本方針に基づいて、刈谷市・知立市地区については、現状体制を維持していくものとし、碧南市・安城市・高浜市地区については、焼却処理施設及び破砕処理施設の広域的な整備を進めていくものとする。

広域処理施設整備に向けて、広域処理に適した収集体制、処理体制、施設の適正 配置等について、様々な留意事項に配慮して整理・検討を進める。

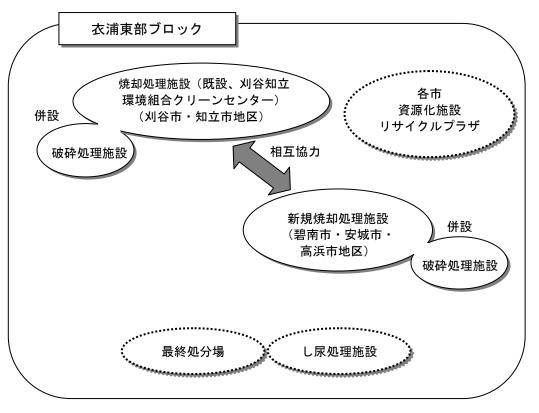


図4-1 広域化の基本方向

第2節 廃棄物処理体制

2-1 収集運搬体制

①可燃ごみ

可燃ごみの収集運搬は、焼却処理施設の集約化に対応し、地区ごとの収集運搬 体制の構築に向け、検討・調整を行う。

②粗大ごみ・不燃ごみ

粗大ごみ・不燃ごみについては、破砕処理施設の集約化に対応し、地区ごとの 収集運搬体制の構築に向け、検討・調整を行う。

③資源ごみ

資源ごみについては、各市で現状が異なることから、資源化施設ごとに検討・ 調整を行う。今後は、各市において資源収集を行う容器包装廃棄物の種類、排出 容器の統一や、小型家電などの新たに対応が必要な品目について検討・調整を行 う。

④有害ごみ

有害ごみについては、対象ごみの種類、排出方法の統一に向け、検討・調整を 行う。

2-2 処理体制

①焼却処理施設

碧南市・安城市・高浜市地区については、「衣浦衛生組合クリーンセンター衣浦」、「安城市環境クリーンセンター」が竣工から15年以上経過していることから、更新に合わせて広域化するものとする。

刈谷市・知立地区については、「刈谷知立環境組合クリーンセンター (平成 21 年竣工)」は、既に更新されており、早急な更新の必要性は低いことから、現有施設を継続利用するものとする。

したがって、次項の2施設体制を基本とする。

- 衣浦衛生組合クリーンセンター衣浦、安城市環境クリーンセンターの建て 替えに伴う焼却処理施設の統合(稼働目標平成39年度)
- 刈谷知立環境組合クリーンセンターの継続使用

碧南市・安城市・高浜市地区の施設更新にむけての具体的な計画策定にあたっては、計画策定時のごみ減量目標達成の進捗度合いや新技術動向等について精査し、「現有2施設の統合」、「現有2施設の単独更新」の広域体制と現行体制について、比較検討する必要がある。比較検討作業に至る過程で特に留意すべき事項は、本章の「第3節 計画推進に向けて」にまとめた。

②破砕処理施設

碧南市・安城市・高浜市地区については、「衣浦衛生組合クリーンセンター衣浦」、「安城市リサイクルプラザ」で処理しており、刈谷市・知立市地区についても、「刈谷知立環境組合クリーンセンター」で処理している。

粗大ごみ・不燃物の破砕処理施設については、破砕・選別後の可燃分を焼却処理施設で処理する必要があることから、焼却処理施設と併設することを基本とし、 焼却処理施設の更新に合わせて整備する。

③資源化施設

碧南市・安城市・高浜市地区では、安城市が単独処理、碧南市、高浜市が組合体制で処理しており、刈谷市・知立市地区では、組合体制で処理している。これにより刈谷市・知立市地区では、分別区分、収集方法等がほぼ統一されているが、碧南市・安城市・高浜市地区では、分別区分、収集方法が異なる。また、資源ごみは、それぞれの市及び組合体制の中で民間業者等への委託が実施されており、広域処理体制整備においても、状況を踏まえて適正配置を検討する。

④リサイクルプラザ

リサイクルプラザについては、再生品利用促進施設及び学習施設であるため、 リユースの推進、市民サービスの観点から各地に分散して配置されることによる 利便性確保も重要である。したがって、広域での適正配置を検討する。

⑤最終処分場

最終処分場は、現状で各地区に配置されており、最終処分委託もあわせて行うことにより、最終処分体制は確立されている。したがって広域化にあたり、新たな施設整備の必要性は低い。今後も現体制を維持しながら、現有する最終処分場については、最終処分すべき残渣の減量及び施設の延命化に努めていく。

⑥し尿処理施設

碧南市・安城市・高浜市地区については、「衣浦衛生組合衛生センター」、「安城市環境クリーンセンター」で処理されており、刈谷市・知立市地区については、「刈谷市環境センター」、「逢妻衛生処理組合し尿処理施設」で処理されている。また、し尿処理量は、下水道の普及等により年々減少傾向にある。

今後も流域下水道への投入を行うなどして、順次施設の簡略化・集約化を図る。

⑦中継施設

中継施設は、現状では設置されていないが、広域処理施設を設置する場所によっては、市民サービスや収集運搬効率の観点から整備が必要となることも考えられる。

そのため、中継の対象とする品目及び適正配置について検討する。

第3節 計画推進に向けて

広域化の実現に向け、各市の一般廃棄物処理基本計画との整合を図りつつ、関係 行政機関が緊密な連携を保ち、市民・事業者の理解と協力を十分得ながら必要な施 策を推進するものとする。

また、本計画は、おおむね5年を目途に見直しを図り、ごみ処理技術の大幅な進歩、関連法制度等の大きな変更があった場合にも見直しを図るものとする。

3-1 計画推進にむけての留意事項

①適正な処理方法の検討

焼却処理・破砕処理施設の集約化に伴って、地区全体のごみ排出状況等を鑑みた適正な処理方法の検討が必要である。検討にあたっては、人口変動やごみの減量等の状況について随時把握するとともに、最新の技術動向の把握を行うなど、実情に即した検討が必要である。また、焼却処理・破砕処理以外の施設である資源化施設、し尿処理施設および最終処分場等と処理に関する調整を図り、継続的検討が必要である。

②用地選定

用地選定においては、広域処理の観点からの利便性、経済性、周辺環境や地元 住民の理解を得られる場所かどうかなど様々な条件を踏まえて選定する必要があ る。また、用地選定には地元同意が必要となるため、周辺住民への十分な説明が 必要である。

③環境影響評価への対応

施設整備にあたっては、環境影響評価を実施し、周辺環境の充分な配慮、確実 かつ高度な環境保全対策を施した、安心で安全な施設を目指すものとする。

環境影響評価の実施にあたっては、平成24年7月の「愛知県環境影響評価条例」の改正に伴い、配慮書の作成が必要となった。これは、事業計画を立案する段階を対象として、重大な環境への影響をあらかじめ回避、低減するため、施設の位置や規模などの複数の案を示して、環境の保全のために配慮しなければならない事項を検討するものである。これにより、従来よりも早期から環境影響評価への

対応が必要となるため、十分な期間が必要である。

④ 効率的収集運搬体制構築

広域処理施設を整備する場合、設置場所によっては、収集運搬距離が増大する 地域もある。そのため、効率的な収集運搬体制の構築に向け、中継施設の設置の あり方や、収集区域の見直しを視野に入れた検討が必要である。

⑤運営体制の検討

広域処理の運営体制については、主に広域処理を行う自治体間で一部事務組合を設立する方法と、自治体が他の自治体に委託する形で処理を行う委託方式がある。

今後整備する広域処理施設については施設計画の当初の段階において、効率的 な運営体制の検討が必要となる。

また、現行の組合所掌となっている焼却処理・破砕処理以外の施設(リサイクルプラザ、し尿処理施設、余熱利用施設、斎園等)の運営体制についても、同時に検討を進めていく必要がある。

⑥事業方式の選定

広域処理施設を整備する場合、事業方式は、民間活用も含めて検討するため、 PFI*可能性調査等による検討が必要である。

事業方式において民間活用を行う場合には、通常の公設公営方式とは、事業スケジュールが異なるため、事業期間に十分な配慮が必要となる。

※PFI: (Private Finance Initiative:プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的 能力を活用して行う新しい手法

⑦施設周辺の市民の理解と協力に対する配慮

廃棄物は、本地域に住む全ての市民から排出されることから、施設整備にあたっては、全市民への周知が必要である。特に、施設周辺の市民に対しては、「なぜ 広域化が必要で、他市のごみを搬入することが望ましいのか」「広域化に伴って生 活環境への影響は無いのか」といった事項について、十分な説明を行い、理解と協力を得ることが不可欠である。

また、既存施設周辺の余熱利用施設は現在も多くの市民に利用されており、施設の集約化に伴いこのような周辺施設の利用がどのような形態となるかについても説明する必要がある。

⑧関連法制度の動向

小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、 平成24年法律第57号)により、携帯電話やデジタルカメラ等の小型家電が分別 区分に追加されるなど、今後もリサイクル関連法制度の動向に留意する必要がある。

3-2 計画実施スケジュール

①焼却処理施設

「衣浦衛生組合クリーンセンター衣浦」及び「安城市環境クリーンセンター」 の統合については、前計画では平成33年度からの供用開始を目指していたが、各 市のごみ減量・資源化の取り組みが進んできたことと、施設の基幹的設備改良工 事により延命化が可能であると判断し、平成39年度の供用開始を目指すこととす る。

「刈谷知立環境組合クリーンセンター」は平成 21 年度から稼働していることから継続使用することとするが、必要に応じて延命化、次期施設整備に向けての検討を行う。

②破砕処理施設

焼却処理施設と同様に、安城市、碧南市・高浜市(衣浦衛生組合)の破砕処理施設の統合については、焼却処理施設を合わせて、平成39年度までに新たな施設の供用開始を目指すこととする。

「刈谷知立環境組合クリーンセンター」は、継続使用とするが、計画期間の後半には、延命化、次期施設整備に向けての検討を始める必要がある。

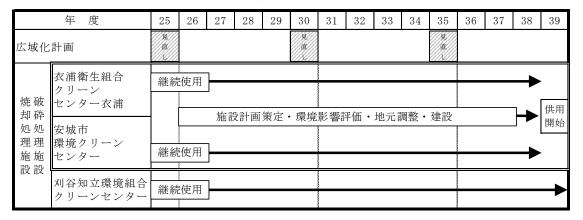


表4-1 計画実施スケジュール